

令和7年度 文化芸術活動事業（1期）及び
若手アーティスト文化芸術活動事業審査のまとめ

○ 文化芸術活動助成事業申請状況

	文化芸術活動（1期）	若手アーティスト
応募受付期間	令和7年4月15日(火)～ 5月30日(金)	
承認件数/応募件数	20件/45件	10件/18件
申請分野別内訳 (件)	音楽12 美術5 舞踊3 伝統芸能4 演劇6 映像1 その他14	舞踊3 音楽3 美術6 演劇2 映像1 伝統芸能1 その他2
助成額	1事業あたり上限40万円 (補助率2/3)	1事業あたり上限20万円 (補助率10/10)

○ 審査に関するまとめ

- ・文化芸術活動事業は、音楽5件、美術4件、舞踊2件、伝統芸能1件、演劇1件、その他7件分野を承認しました。また、若手アーティスト文化芸術活動事業は、舞踊3件、音楽2件、美術2件、演劇1件、映像1件、その他1件を承認しました。両事業ともに各分野に幅広く承認しています。
- ・承認された事業は、事業の目的が明確であり、実現にあたり、予算やスケジュールが適切に計画されているものとなりました。
- ・本助成金は、文化芸術活動を行う団体・個人を支援するとともに「区民の文化芸術活動の鑑賞機会の充実」を目的としていますので、鑑賞者が少数且つ特定の範囲（関係者の参加が多い事業）ではない事業が多く承認されています。
- ・「事業内容」は、事業の目的に沿っていて、且つ記載が具体的（コンサートの場合、演奏する曲目や出演者名が記入されている等）であるとより説得力があり、審査において評価が高い傾向となりました。
- ・「今後の事業の展望」は、具体的に日時・会場が決まっており、現実的に実行可能な事業が評価されています。
- ・審査は、募集要項に記載している「主な審査基準」に基づき行っていますので、基準に沿った事業内容の説明が必要となります。また、承認された事業の多くは、「加点対象」に対する具体的な内容があるものが評価されています。
- ・過去の実績において、申請者・団体名が確認できない資料は不備となりますのでご注意ください。

【事務局】

区民生活部文化・交流課
電話：03-5307-0734